

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	液肥 2 1 号 (液状複合肥料)
会社名	全国農業協同組合連合会
担当部署	肥料農薬部
住所	〒100-6832 東京都千代田区大手町 1-3-1 JA ビル 33F
電話番号	03-6271-8285
FAX 番号	03-5218-2536
電子メールアドレス	zz_hiyaku-gizyutsu@zennoh.or.jp
緊急連絡先	03-6271-8285

推奨用途及び使用上の制限

肥料用及び肥料原料用。肥料用途以外には使用しないでください。

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分 1
	発がん性	区分 2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(呼吸器)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(呼吸器)
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性)	区分 3
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。	

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
重篤な眼の損傷
発がんのおそれの疑い
臓器の障害のおそれ(呼吸器)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(呼吸器)

注意書き

[安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

[応急措置]

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 ミスト／蒸気を吸入しないこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後は手と顔をよく洗うこと。
 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
 施錠して保管すること。
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

[保管]

[廃棄]

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分名	保証成分量 (%)	CAS 番号	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
アンモニア性窒素	0.2	非開示	非開示	非開示
水溶性りん酸 *	0.1	非開示	非開示	非開示

*：りん酸及び他(非開示)を使用。りん酸については下表参照。

「成分名」及び「保証成分量」は、肥料取締法に基づいた表記である。

危険有害成分

○：該当する ×：該当しない

化学名又は一般名	濃度 (%)	CAS 番号	官報公示整理番号		安衛法 通知・表示対象	PRTR 法	毒劇法
			化審法	安衛法			
過酸化水素	5.9	7722-84-1	(1)-419	既存	○	×	× **
りん酸	0.06	7664-38-2	(1)-422	既存	×	×	×

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9)

**：毒物及び劇物取締法

過酸化水素 (政令番号：126)
 「過酸化水素」は劇物であるが、本製品は毒物及び劇物指定令第 2 条のただし書きにより、劇物に該当しない。
 法第 2 条第 2 項別表第 2
 毒物及び劇物指定令 第 2 条第 1 項第 19 号
 19 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合 皮膚を速やかに洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。
眼の刺激が続く場合、医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤 粉末消火剤、泡消火剤

使ってはならない消火剤 情報なし

特有の危険有害性 情報なし

特有の消火方法 情報なし

消火を行う者の保護 適切な保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項
封じ込め及び
浄化の方法及び機材
二次災害の防止策 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
乾燥土、砂や不燃材料で覆い、更にシートで飛散を防止する。
可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。
排水溝、下水溝への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
技術的対策 情報なし
安全取扱注意事項 使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
接触、吸入又は飲み込みを避けること。
取扱い後は、手、顔等を良く洗い、うがいをすること。
「10. 安定性及び反応性」を参照。

接触回避

保管
保管条件 施錠して保管すること。
容器包装材料 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

成分	管理濃度	許容濃度 (産衛学会 2016 年版)	許容濃度 (ACGIH 2017)
りん酸	未設定	1mg/m ³	TWA 1 mg/m ³ STEL 3 mg/m ³
過酸化水素	未設定	未設定	TWA 1 ppm

設備対策 ハウス、温室等の施設内で使用する場合、換気を行うこと。
本製品を取扱う作業場には、洗眼器とシャワーを設置することが望ましい。

保護具

呼吸用保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。 適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态	液体
形状	液状
色	無色
臭い	微臭
比重	約 1.0
pH	約 3.0
融点・凝固点	情報なし
引火点	情報なし
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
自然発火温度	情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
危険有害な分解生成物	加熱により支燃性ガス(酸素)が発生する。

過酸化水素として

物理化学的危険性 酸化性液体	区分 1
-------------------	------

11. 有害性情報

製品として	情報なし
過酸化水素として	
急性毒性	
経口	区分 4
経皮	区分 3
吸入：蒸気	区分 3
吸入：粉じん、ミスト	区分 2
皮膚腐食性及び 皮膚刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分 1
発がん性	区分 2
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (呼吸器)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (呼吸器)
りん酸として	
急性毒性	
経口	区分 4
経皮	区分外
吸入：粉じん、ミスト	区分 3
皮膚腐食性及び 皮膚刺激性	区分 1

眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 区分 1 (呼吸器)
12. 環境影響情報	
製品として	
水生環境有害性	情報なし
オゾン層への有害性	分類できない
過酸化水素として	
水生環境有害性(急性)	区分 1 藻類 (ニッチア) による 72 時間 EC50=0.85mg/L (EU-RAR, 2003) であることから、区分 1 とした。
りん酸として	
水生環境有害性(急性)	区分 3 魚類(メダカ)の 96 時間 LC50 = 75.1 mg/L (pH 調整なし) (SIDS, 2011) から、区分 3 とした。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物 汚染容器及び包装	廃棄においては、関連法規及び地方自治体の基準に従うこと。 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去すること。 関連法規及び地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
14. 輸送上の注意	
国際規制	
国連番号	該当なし
国連分類	該当なし
容器等級 (Packing Group)	該当なし
国内規制	該当なし
特別の安全対策	転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確 実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
15. 適用法令	
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) 過酸化水素 (政令番号: 126)
消防法	危険物・酸化性の物 (施行令別表第 1 第 3 号) 第 6 類酸化性液体、過酸化水素 (法第 2 条第 7 項危険物別表第 1)
毒物及び劇物取締法	劇物 (法第 2 条第 2 項別表第 2、毒物及び劇物指定令 第 2 条 第 1 項第 19 号)
水質汚濁防止法	指定物質 (法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3 第 4 号) 有害物質 (法第 2 条第 2 項第 1 号、施行令第 2 条、排水基準を 定める省令第 1 条別表第 1)
海洋汚染防止法	有害液体物質 (Y 類物質) (施行令別表第 1)
16. その他の情報	
参考文献	1 4 0 9 6 の化学商品 (化学工業日報社)

その他

1)

この情報は新しい知見により改訂されることがありますので
ご了承ください。ここに記載された情報は、当社で調査でき
る範囲の情報であり、情報の正確さは保証するものではありません。
化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。本品の適正な使用につ
いては、使用者において行ってください。

2)

本 SDS は下記サンアグロ株式会社の情報を元に作成しました。
該当物質については、下記にお問い合わせください。

会社名

サンアグロ株式会社

住所

東京都中央区日本橋本町一丁目 10 番 5 号 日産江戸橋ビル

担当部門

生産技術部

電話番号

03-3510-3610

F A X 番号

03-3273-8432

緊急連絡先

サンアグロ株式会社 大阪工場 製造課

電話番号

06-6552-1212